



## 審 議 経 過

開 会	(第103回 建築審査会の開催を宣言)  (任期満了に伴う改選による委嘱各委員への辞令交付)
事務局	(都市整備部長あいさつ)  (本日の審査会は5名の委員の出席があり、会議は成立することを報告)  本日は、議案第1号といたしまして、「会長と会長代理の選出について」の件、報告としまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意について」4件を予定しております。最後まで、よろしくお願い申し上げます。それでは、議案第1号の説明に移らせていただきます。  (議案第1号の説明)  (池田委員を会長に、木多委員を会長代理に選出)
会 長	(会長就任あいさつ)
事務局	ありがとうございました。新たに会長が選出されましたので、会長を議長として、審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは議題に入ります。平成26年度の報告第12号から報告第15号について説明をお願いします。
事務局	(法43条ただし書き許可における包括同意基準についての説明)  (報告第12号～報告第15号の説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委 員	赤色で囲まれた部分は、道路として提供した後退後の敷地を示しているのですね。
事務局	はい、そのとおりです。
議 長	敷地面積は後退前の面積ですか。

事務局	いいえ、後退後の面積です。
委員	現況写真である塀は撤去するのですか。
事務局	はい、塀は撤去し後退することとなります。
委員	後退した部分について、市が引き取る等の施策はあるのですか。
事務局	ありません。後退部分については、個人の所有のままであり、建築行政としては空間の確保までを義務付けています。
委員	交通上、安全上、防火上、衛生上を審査することとなりますが、具体的にどういうことですか。
事務局	資料1の3ページに記載されている表に「交通上、安全上、防火上、衛生上」の基本的な考え方が示されています。 交通上とは、通行空間の形態等の確保。安全上とは、通行路及び避難路の確保。防火上とは消防活動に必要な空間確保及び建築物の延焼防止性能等の向上。衛生上とは、日照、採光、通風等の確保及び上下水道施設等の整備であります。
議長	防火上については、消防活動が可能かどうかを審査することになりますが、建築審査会では許可に係る道・空地の審査しか行いません。道・空地に辿り着くまでに幅員が4メートル未満の2項道路もありますが、4メートルの幅員があるという前提で敷地の前面の道・空地の審査を行うしかないということです。2項道路は、建築基準法上の道路ですから、この場での審議は行いません。
委員	許可条件に「道等を道路とみなして4メートル」とありますが、後退した部分のことを示しているのですか。
事務局	はい、そのとおりです。実際には4メートルに満たないのですが、後退した部分を含め、みなし道路として斜線制限及び容積率制限を満足するものとしています。 道の反対側の敷地も合わせて、道・空地の中心から2メートルずつ後退すれば、将来4メートルの空間が確保できるという考え方になっています。
議長	他にご質問はありませんか。

(委員より特に質問なし)

特に無いようですので、報告第12号から第15号について、審査会として了承いたします。よろしいでしょうか。

委員

「了承」

議長

本日の議題について全て終了しました。その他として事務局で何かありますでしょうか。

事務局

(事務連絡)

議長

以上で本日の審査会を閉会します。

閉会 午後 4時20分